

平成21年度広島県大学図書館協議会総会

承合事項1. 学外者の文献複写等の依頼について

学外者が、貴館を通して他大学・研究機関等に対して、文献複写・相互貸借を依頼した場合について(尾道大学提出)

大学名	①学外者について、他大学・研究機関等への相互利用依頼サービスを行っていますか。 ア. はい イ. いいえ	②サービスを行っている場合、制限はありますか。 ア. ある イ. ない	③どの範囲までをサービス対象とされていますか。  (具体的に)	④他機関または各種図書館協議会の規定で、学外者の相互利用に関する例をご存知でしたら教えてください。  (具体的に)
広島大学	ア. はい *広島大学図書館フレンドリー利用者限定(一万円以上の寄付が必要)	ア. ある	・文献複写 ・現物貸借(利用は館内閲覧のみ)	・名古屋大学附属図書館友の会 <a href="http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tomo/index.html">http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tomo/index.html</a> ・大分大学医学図書館文献デリバリーサービス <a href="http://www.lib.oita-u.ac.jp/lib_s/delivery/index.html">http://www.lib.oita-u.ac.jp/lib_s/delivery/index.html</a>
尾道大学	イ. いいえ			この承合事項の回答を参考とさせていただこうと考えています。
県立広島大学	イ. いいえ			
広島市立大学	イ. いいえ			
エリザベト音楽大学	イ. いいえ			
広島文化学園大学	ア. はい	ア. 卒業生で所属機関に図書館がない方	文献複写サービス	
日本赤十字広島看護大学	イ. いいえ			
比治山大学	ア. はい	イ. ない	本学卒業生や旧教職員など、学園関係者のみ。全くの学外者には公共図書館からの依頼をお願いしている。	
広島経済大学	イ. いいえ			
広島工業大学	イ. いいえ			
広島国際大学	イ. いいえ			
広島国際学院大学	イ. いいえ			
広島修道大学	ア. はい	ア. ある	学外利用者のうち、所属校・本務校のある他大学の学生や教員については、相互利用依頼サービスを実施していません。	

大学名	①学外者について、他大学・研究機関等への相互利用・依頼サービスを行っていますか。 ア. はい イ. いいえ	②サービスを行っている場合、制限はありますか。 ア. ある イ. ない	③どの範囲までをサービス対象とされていますか。  (具体的に)	④他機関または各種図書館協議会の規定で、学外者の相互利用に関する例をご存知でしたら教えてください。  (具体的に)
広島女学院大学	ア. はい	ア. ある:内容の制限はありませんが、学外者の内、本学関係者のみ受け付けている。但し、単位互換履修生とオープンセミナー受講生は除きます。	学内者と変わりなく、文献複写、貸借が可能です。貸借は、当然のことながら館内でのみ利用可です。	
広島文教女子大学	ア. はい	ア. ある	・卒業生、退職教員 ・夏期司書講習受講生 上記学外者に対してのみ、学内利用者と同様のサービスを行なっている。	
福山大学	イ. いいえ			
福山平成大学	イ. いいえ			
安田女子大学	ア. はい	ア. ある	既に学外者ではあるが卒業生及び旧教職員を対象にサービス実施	四国学院大学図書館では市民(学外者)に対しても学内者同様のサービスをされています。
近畿大学工学部	ア. はい	ア. ある	卒業生	
海上保安大学校	イ. いいえ			
福山市立女子短期大学	イ. いいえ			
山陽女子短期大学	イ. いいえ			
鈴峯女子短期大学	イ. いいえ			
広島文化学園短期大学	イ. いいえ			
呉工業高等専門学校	イ. いいえ			

平成21年度広島県大学図書館協議会総会  
**承合事項2. 備品扱い図書の廃棄について**

当館では、書庫が狭隘になっているため、図書の保存・管理に苦慮しています。一つの方法としては、不要と判断される図書の廃棄、または図書としての除籍も考えられますが、その基準を設定されている大学があればご教示いただきたいです。また、その手続きおよび図書の処分はどのようにされているかをお伺いしたいです。(広島国際学院大学提出)

大学名	①廃棄または除籍の基準がありますか。	②廃棄または除籍をされる場合はどのような機会ですか。	③廃棄手続きが完了後の図書の処分について教えてください。	④管理換え等の方法で対応しておられる場合、差し支えなければ教えてください。
	ア. あり イ. なし	ア. 毎年 イ. ある程度定期的に ウ. 必要に応じて エ. 廃棄しない	(具体的に)	(具体的に)
広島大学	ア. あり	ア. 毎年	不用と判断される図書については、下記の手続により除却を行う。 (1).学内教員に利用希望を照会し、希望があれば除却せず当該研究室等に貸出す。 (2).他の国立大学法人に利用希望を照会し、希望があれば譲与のうえ除却する。 (3).(1)(2)で利用希望がなかったものについて不用決定する。 (4).不用決定した図書について、廃棄・贈与・売却のうちから取扱方法を決定し、除却する。(売却についてはこれまで実施例なし)	左欄(2)に及び(4)の贈与については、所定の譲与手続により無償で引渡す。(運送等に係る経費は相手方負担)なお、(4)の主な贈与先は、国・地方公共団体、国内外の大学・研究機関等である。
尾道大学	イ. なし	ウ. 必要に応じて	不明本・・・除籍処理する。 その他、実例が無いので、この承合事項の回答を参考にさせていただこうと考えています。	
県立広島大学	イ. なし	機会があれば ウ. 必要に応じて		
広島市立大学	ア. あり	イ. ある程度定期的に	廃棄(毀汚損本であったため)	
エリザベト音楽大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて	図書館のラベルを剥がし、蔵書印に消印後、廃棄処分。	
広島文化学園大学	ア. あり	イ. ある程度定期的に	図書館で除籍基準に照らして徐架したものをリストにし、通知する。一定期間、廃棄予定書架に置いて希望者を募った後、除籍印を押印の上廃棄する。	
日本赤十字広島看護大学	ア. あり	ア. 毎年	◆図書館システム ①「除籍日」に除籍執行年度の年月日を入力 ②「除籍備考」に除籍対象となった理由(※)を入力 ◆除籍資料の装備破棄 ①バーコードラベルをはがす ②小口印、研究費印、寄贈シールの上に「除籍」印を押印	
比治山大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて ほとんど「除籍していない状況だったが、本館も保管場の確保に苦慮しており、ここ数年は続けて除籍している。	希望者には、譲渡するが、基本としては廃棄する。	

大学名	①廃棄または除籍の基準がありますか。	②廃棄または除籍をされる場合はどのような機会ですか。	③廃棄手続きが完了後の図書の処分について教えてください。(具体的に)	④管理換え等の方法で対応しておられる場合、差し支えなければ教えてください。(具体的に)
広島経済大学	ア. あり イ. なし	ア. 毎年 イ. ある程度定期的に ウ. 必要に応じて エ. 廃棄しない	箱詰めして、他のゴミと一緒に廃棄します。	
広島工業大学	イ. なし	ア. 毎年	・希望の教職員への譲渡・その後、廃棄	
広島国際大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて	焼却。帯出者による破損、汚損等の場合、その当該者希望に応じて譲渡する。	
広島国際学院大学	ア. あり	ア. 毎年		
広島修道大学	ア. あり	ア. 毎年	1. 学生・教職員の希望者に配布 2. 通常の資源ごみとして処理	
広島女学院大学	ア. あり	イ. ある程度定期的に	表紙など取り、所蔵印に消印を捺印する。図書によっては所蔵印のあるページを破ることもある。それらの処理後、ゴミとして施設課に廃棄してもらう。図書が多くある場合は、他大学に要・不要を聞いたり、洋書が多くある場合は、私立大学図書館協会の寄贈資料搬送事業に該当するかどうか考える。年度末に学校に除籍関連資料(リスト、金額、冊数等)を提出。	
広島文教女子大学	ア. あり 明文化はしていない。 都度、図書館委員会に諮る。	ウ. 必要に応じて	蔵書印等について、消印で抹消し、廃棄処分とする。	
福山大学	ア. あり	ア. 毎年 毎年度蔵書点検を実施し、不明本(3年間の)があれば年度末迄に報告、除籍処理を行っている。	現有図書についての除籍については今後の課題である。	
福山平成大学	イ. なし			
安田女子大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて	資源ゴミとして処分	利用が可能な図書は学習支援室の学生頒布書架に移管
近畿大学工学部	イ. なし	ウ. 必要に応じて	焼却ごみ回収時に焼却ごみとして出しています(年数回)	
海上保安大学校	イ. なし	エ. 廃棄しない		
福山市立女子短期大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて	図書館の蔵書であったことが分からないように配慮し(バーコード・所蔵印の隠滅)廃棄する。	
山陽女子短期大学	ア. あり	イ. ある程度定期的に	廃棄	
鈴峯女子短期大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて	除籍するのは不明図書のみですので、実際の図書の処分はありません。	
広島文化学園短期大学	ア. あり	ウ. 必要に応じて	廃棄	
呉工業高等専門学校	イ. なし	ウ. 必要に応じて	対象図書について古本屋等に有償引取について照会し、不可であれば古紙回収業者に有償引取について照会する。いずれも不可の場合は不用決定手続きを経て廃棄物処理業者に有償で処分してもらっている。	対象図書のリストを全教員に提示して引取促進を図る。引取のない図書について廃棄手続きを進める。